

平成28年12月20日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成27年(ツ)第19号

判 決

山口県

上 告 人

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 上 告 人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

上記当事者間の山口地方裁判所平成26年(レ)第68号不当利得返還請求控訴事件につき、同裁判所が平成27年1月14日言い渡した判決に対し、上告人から上告があったので、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決摘示の証拠関係に照らし、正当として是認することができる。

論旨は、原判決には理由不備、理由の食違いがあり、経験則に違反するなど、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があると主張する。しかし、原判決に理由不備、理由の食違い、経験則違反は認められず、所論は、実質において、原審の専権に属する事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よって、本件上告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第2部

裁判長裁判官

野々上友之

裁判官

水谷美穂子

裁判官

山本正道

これは正本である。

平成28年12月20日

広島高等裁判所第2部

裁判所書記官 木口直樹